



令和6年の年末調整が始まります

年末調整の季節です。きちんと申告し、控除を受けましょう。

今年度は一部の続柄欄が削除され、少しだけ簡素化されています。

○ 給与所得控除

給与所得の金額は、「給与の収入金額－給与所得控除額」で求めます。

給与所得控除額は給与の収入金額に応じて変わります。

例) 180万円超～360万円 収入金額×30パーセント+8万円

○ 所得金額調整控除

本人の給与の収入金額が850万円超の場合、以下のいずれかのときに適用を受けることができます。

- ・本人、同一生計配偶者又は扶養親族が特別障害者
- ・扶養親族が23歳未満

控除額：(給与の収入金額－850万円)×10パーセント

※給与所得と雑所得(年金収入)の双方を有する場合の所得金額調整控除

年末調整では適用を受けられません。受けるときは確定申告をしてください

○ 配偶者控除

原則、以下の場合に控除を受けられます。控除額は13万円～48万円です。

- ・配偶者の合計所得金額が48万円以下(収入が給与収入のみで103万円以下)
- ・本人の合計所得金額が1,000万円以下

○ 配偶者特別控除

原則、以下の場合に控除を受けられます。控除額は1万円～36万円です。

- ・配偶者の合計所得金額が48万円超133万円以下
- ・本人の合計所得金額が1,000万円以下

○ 基礎控除

本人の合計所得金額が2,500万円以下の場合に控除を受けることができます。

控除額は16万円～48万円です。

○ 住宅ローン控除

住宅ローン等を利用して住宅の新築、取得又は増改築等をした場合で、一定の要件を満たすときに控除を受けることができます。

※令和4年に居住した住宅分から控除率が0.7パーセントに変更

令和6年10月分から児童手当制度が変わります

支給対象児童が高校生年代(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)まで拡大されました。また、所得制限も無くなりました。

月額、3歳未満は15,000円、3歳から高校生年代までは10,000円、第3子以後は30,000円です。支給月は、年6回(2月、4月、6月、8月、10月、12月)です。

以下の方はお手続きが必要になります。

- ・高校生年代の児童を養育している方
 - ・9月までは限度額を超える所得があることで児童手当を受給していなかった方
 - ・大学生年代(18歳の4月1日から22歳の3月31日まで)の監護及び生計費の相当負担をする子※を含む、3人以上の子を養育している方
- ※多子加算の対象となる(第○子という数え方が変わる)ためです。

通勤手当の事後確認は提出できたかな？
安全に気をつけて通勤してね♪

